

いつも綱渡りの助成金申請（顧問先・飲食店）

～「就規なし・タイムカードなし・給与ソフトなし、社保未加入・労働時間は青天井」
の 事業所が労働法令を遵守し助成金受給に至るまで～

1. 経過

- ① 中学の同期会で 30 年ぶりに再会した同級生が焼き鳥屋（有限会社）を経営
- ② その数年後、従業員とのトラブルが生じたため対応策についての相談あり
- ③ 会社の労務管理に問題があることを指摘
就業規則なし、雇用契約書なし、タイムカードなし、労働時間は青天井（1 日・12-13 時間、週 6 日勤務、36 協定なし）、加えて社会保険未加入、そのほか最低賃金法 違反など法令を遵守していない。早期に改善しないと、今後も労使トラブルが生じる懸念があることを指摘。
社会保険は指摘後、すぐに加入。中退共にも加入。
- ④ この時点では、勤務等登録の社労士であったため、これ以上の関わりはせず。
- ⑤ その数年後、就業規則の作成依頼あり
- ⑥ 昼間のパート・アルバイトを増やし、正社員やフルタイムパートの昼間の仕込み回数を週 5 回から 2 回に減らし労働時間の大幅短縮実現。
- ⑦ 就業規則の作成（週所定労働時間 40 時間、1 か月単位の変形労働時間制の導入）
→従業員への説明→かろうじて法令遵守
- ⑧ タイムカードの導入
従業員に対してタイムカードと時間管理の重要性を説明
パート・アルバイトは打刻するが、正社員は打刻しない
その原因 固定残業代→労働時間の増減に関係なく賃金が支払われている→正社員にとってタイムカード打刻自体は賃金に影響することがほとんどない
⑨ 固定残業代の見直しを求めるが、いまだに解消できず。ただし、残業代と基本賃金がまったく連動していないことから、一人一人の時間単価、残業時間・深夜労働時間等を設定して従業員に説明。
- ⑩ 会社としての法令遵守の体裁が「とあえず」整った→助成金申請へ
- ⑪ 両立支援助成金申請前に育児介護休業規程作成

2. 助成金の申請～時間に余裕なく、いつも締め切りギリギリ～

- (1) キャリアアップ助成金～失敗～

教訓「採用時の十分な説明と適正な労働条件（賃金水準）を設定するように事業主

1

に指導すること」

準備は整っていたが、対象となる従業員が申請の2週間前に退職。

→これ以降、採用時の賃金額を引きあげた

⇒小さな会社であっても簡単な賃金のルールは必要

(2) 受動喫煙防止対策助成金（2019年2月と5月の研究会で発

表）教訓「年度末ぎりぎりの助成金はできるだけ避ける」

① 2018年10月中旬に事業主より喫煙室設置の相談あり

② 10月23日 労働安全衛生コンサルタント協会東京支部の説明会参加

③ 10月31日 東京労働局に相談

・申請が1回で受理されることはなく、通常3、4回、1か月程度かかる、さらに申請受理後の審査に1か月、工事開始まで2か月以上かかるとの説明あり。・年度内で工事を完成させ、4月10日までに事業実績報告書の提出義務。④ 11月23日 事業主と工務店社長に助成金に関して説明

⑤ 12月20日、2019年1月10日に申請したが受理されず、1月15日に受理

⑥ 2019年2月13日付の決定通知書、しかし、実際に届いたのは2月末。⑦ 決定通知書を受けてから、工務店と工事の日程を調整→工事期間3/8-3/15 ⑧ 工事終了後、喫煙室の出入口の風速計測義務（計測・写真撮影→提出義務）

計測器を借りられる期限が3/8、貸出期間1週間。工事最終日3/15に計測

⑨ 3月22日 事業報告書提出

⑩ 4月10日 受動喫煙防止対策助成金交付額支払請求書申請

⑪ 5月18日 助成金受給

(3) 雇用調整助成金と緊急雇用安定助成金

教訓「労働時間管理や労働条件通知書等の重要性を事業主と従業員が理解するまで、何回も丁寧に説明すること」

① 賃金台帳は2019年9月まで手書き、10月以降、やっと給与計算ソフト導入。② パート・アルバイトの入店後の労働条件通知書や雇用契約書の作成が遅い。③ 給与締切日が毎月20日、給与支払日が毎月28日、この間の日数が少ないため、休業手当の計算を短期間で処理しなければならない。

④ タイムカードの未打刻、休業日と公休日の区別ができない従業員、シフト表とタイムカードの不一致など誤記が多数ある。このため修正の上、その理由を記載して助成金を申

請している。とりあえず、いまのところ支給されている。

- ⑤ トラブル 6 月上旬に申請した 2 回目の助成金の支給決定が遅れ、7 月に申請した助成金が先に（8 月）振り込まれた。何回も助成金センターに問い合わせるも、毎回「審査中」との回答のみ、最終的には 9 月 24 日に振り込まれた。

2

- ⑥ 固定残業制や給与の締切日の見直しなどを検討中
⑦ 2021 年 3 月中旬 雇調金・安定金支給決定・入金
⑧ 4 月中旬 雇調金・安定金支給決定・入金

(4) 両立支援等助成金（出生時両立支援コース、男性育休）

教訓「出産日が予定日よりも早まることを前提に助成金申請までの日程を組むこ

- と」① 6 月中旬 事業主から従業員の奥様が 8 月末に出産する旨の連絡と助成金の依頼
② 7 月 13 日 育児・介護休業等に関する労使協定締結
③ 7 月 13 日 労基署に就業規則の変更届と育児介護休業規程の提出
④ 7 月 24 日 次世代育成支援行動計画策定
⑤ 7 月 31 日 労働局に一般事業主行動計画策定届提出
⑥ 8 月 1 日 事業主、育休取得予定者、従業員への説明
⑦ 8 月 7 日 出産(予定日よりも 1 月弱早まった)、育児休業連続 5 日取得 ⑧
9 月 24 日 助成金申請

- ・支給要件確認申立書（労働局の HP）
- ・両立支援等助成金（出生時両立支援コース（育児目的休暇））支給申請書 様式第 1 号①-③、様式第 2 号①②（すべてエクセルファイル、労働局の HP）※様式第 1 号の③において、男性育休取得者の上司に対して説明確認欄を署名する者と上司の確認欄の記名・押印欄(説明者も上司も社長名を記載)・一般事業主行動計画策定届
- ・次世代育成行動計画（労働局の HP 料（労働局の HP））
- ・男性育休の(経営者・管理者・従業員)向け資料料（労働局の HP）
- ・育児目的休暇周知リーフレット（労働局の HP）
- ・育児休業を取得してみませんか？（労働局の HP）
- ・育児・介護休業等に関する労使協定（労働局の HP）
- ・就業規則と育児介護休業規程・組織図
（育休取得者に関する資料）
- ・タイムカードのコピー・賃金台帳のコピー・母子手帳のコピー・育休取得申出書のコピー・育児休業取扱通知書のコピー

・雇用契約書(育休取得者)のコピー

※契約書がないため、労働局に確認の上、新たに2020年4月1日付で作成・雇用保被保険者資格届後の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」のコピー
一・申請後数回にわたって均等部から育児・介護休業規程に関する問い合わせあり

⑨ 12月25日 支給決定

⑩ 1月5日 助成金 67万円入金

以上